

平成23年度 第3回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時 : 平成24年2月28日(火) 14時30分開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎 12階 3号会議室

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第六次札幌市環境影響評価審議会委員

村尾 直人 北海道大学大学院工学研究院 准教授
佐藤 哲身 北海学園大学工学部建築学科 教授
山本 裕子 北海学園大工学部社会環境工学科 准教授
山舗 直子 酪農学園大学環境システム学部生命環境学科 教授
宮木 雅美 酪農学園大学環境システム学部地域環境学科 教授
吉田 恵介 札幌市立大学大学院デザイン研究科 教授
半澤 久 北海道工業大学空間創造学部建築学科 教授
遠井 朗子 酪農学園大学環境システム学部地域環境学科 准教授
島田 明英 自然ウォッチングセンター代表
竹中 万紀子 東海大学大学院理工学研究科 講師

計 10名

(2) 事務局

札幌市環境管理担当部長 湯浅 正和
札幌市環境共生推進担当課長 大江 節雄
札幌市環境影響評価担当係長 宮下 幸光

2 傍聴人

6名

3 報道機関

北海道通信社
北海道新聞社
週刊さっぽろ

1. 開 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成23年度第3回札幌市環境影響評価審議会を開催したいと思います。

本日の出欠ですけれども、今、宮木委員がおくれておりまして、駐車場が込んでいてなかなか入れないということで間もなく参ると思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、高橋委員、五十嵐委員、東條委員、赤松委員、西川委員の5名が欠席ということで、今現在は9名でございますが、審議会の過半数に達しておりますので、審議会が成立していることをご報告いたします。

2. 開会あいさつ

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、開会に先立ちまして、環境管理担当部長の湯浅より、一言、ごあいさつを申し上げます。

○湯浅環境管理担当部長 環境管理担当部長の湯浅でございます。

審議会の開催に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

昨年11月に市長から本審議会に諮問をさせていただきました厚別山本公園造成事業環境影響評価準備書につきましては、複数回にわたる熱心なご審議を経まして、本日の審議結果の報告並びに市長への答申案をご審議いただける運びとなりました。

また、同時に諮問をさせていただきました札幌市環境影響評価条例の改正のあり方につきましても、本日から具体的な内容についてご議論をいただくこととなっております。

委員の皆様には、どうぞ忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが、審議会開催に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 申しおくれましたけれども、私は、司会をさせていただきます環境共生推進担当課長の大江です。よろしくお願いいたします。

座って失礼いたします。

最初に、きょうの資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、次第と座席表がございます。資料ですが、資料1-1の部会からの報告書がございます。資料1-2としまして、部会での審議概要書ということでA3の三つ折りになったものがございます。こちらは、部会での質問や意見、最終的な部会報告書の記載内容、事業者の部会での回答内容などを記載して一覧にしたものでございます。それから、資料1-3は、審議会から市長への答申の案でございます。ここまでが厚別山本公園に関する資料となっております。

二つ目の議題の条例改正についての資料ですが、資料2-1が条例改正に係る審議会スケジュールについて、資料2-2が方法書段階の住民説明会について、資料2-3が方法

書段階における審議会関与について、資料2-4が政令市長から事業者への直接の意見提出について、資料2-5がアセス図書のインターネット公表についてという資料をご用意してございます。

それから、専門委員以外の方には、封筒に入った資料がお手元にあるかと思えます。こちらは、きょうは使わないのですが、北電で石狩湾新港発電所建設計画というものがございまして、その方法書が中に入っております。これは、液化天然ガスを燃料とした火力発電所の建設計画でありまして、法対象の事業になります。札幌市も、環境影響を受ける地域の範囲に含まれているということで、事業者から送付を受けております。先週の2月24日から縦覧が開始されて、意見募集が行われているところでございます。

日にちは未定ですが、次回以降の審議会はこちらの方の審議をさせていただこうと思っております。本件については、その際に、改めてご説明をさせていただきたいと思えます。恐れ入りますが、本日のところは、お持ち帰りいただきまして、次回以降の審議資料ということで事前にごらんいただければと思えます。

3. 議 事

○事務局（大江環境共生推進担当課長） では、これより議事に入りますが、進行を山舗会長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○山舗会長 皆様、こんにちは。

それでは、議事を開始いたします。よろしくお願いいたします。

厚別山本公園造成事業環境影響評価準備書については、佐藤副会長を部会長とした部会で3回にわたり詳細にご審議いただきました。年末年始の大変お忙しい中、審議をしていただきました。

本日の審議会では、まず、部会での審議結果について佐藤副会長からご報告をいただいた後、審議会としての答申についての審議を行いたいと思えます。

では、部会での審議結果について、佐藤副会長から報告をお願いいたします。

○佐藤副会長 それでは、部会の審議結果についてご報告いたします。

私ども部会は、昨年11月24日、12月14日、本年の1月19日の3回にわたり、準備書の内容に関して慎重に審議を重ねてまいりました。その結果、環境保全の観点から環境影響評価書に反映されるべき事項がありましたので、その内容についてご報告いたします。

それでは、資料1-1をごらんください。

本事業は、廃棄物処分場の跡地に新たに総合公園を造成する事業であります。まず、記書きの最初の部分で、この事業を実施するに当たって、環境保全上、最も重視すべき基本的な考え方について述べております。

1点目として、事業予定地においては、埋め立て完了後に2次的に成立した草原環境が鳥類を初めとする草原性の生物群集の貴重な生息地となっていることから、この場所を将

来とも保全していくことが重要であること、2点目として、工事期間が10年程度という長期にわたることから、周辺住民の生活環境に対する影響を最小限にとどめる必要があることを記載しております。具体的には、記書きの1から7までに記載しておりますが、今後の事業に確実に反映されるよう、その対応結果を評価書に記載することを求めています。

また、事業予定地の保全は、今後の緑化内容の具体化や供用後の管理のあり方によるところが大きいことから、事業の実施に当たっては、専門家の意見等を十分に聞きながら進めるよう求めています。

以下、順に1から7についてご説明いたします。

まず、生態系に関する事項の1点目です。

これは、準備書では生態系への影響は軽微と評価していることに対する意見であります。

公園造成により草原面積が減少し、それによる影響の可能性が排除できないことから、草原環境への影響について再予測及び再評価を行い、その結果に応じて草原環境の確保のための必要な措置を講ずることを求めたものです。

次に、生態系の2点目ですが、準備書においては、工事における緑化内容の記載が具体的ではないことから、緑化の内容について具体的に検討することを求めたものです。

生態系に関する3点目として、本事業予定地内において比較的改変の少ないのり面などの未利用地は、草原環境の保全や復元場所として重要であることから、草原性動物の生息地の保全に配慮した緑化の内容や供用後の管理方法について検討することを求めたものです。

次に、記書きの2ですが、鳥類についてです。

準備書では影響は軽微としていますが、多くの種で事業予定地に集中して観察記録が見られること、周辺の関連地域が将来にわたって現状の環境が維持される保障がない状況にあることから、鳥類への工事中及び供用後の影響について、再度、予測及び再評価を行い、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずることを求めたものです。

次に、記書きの3ですが、両生類についてです。

これは、準備書で予測及び評価がされていないエゾアカガエルについて予測及び評価を行うことを求めたものです。エゾアカガエルについては、繁殖が確認されているとの記載はありますが、準備書に予測と評価の記載があるアマガエルに比べて生息環境が限定的であり、のり面の下の側溝などの限られた範囲にしか生息環境がないことから、工事中及び供用後の影響について予測及び評価を行い、その結果に応じて工事の実施時期や工事方法等を検討し、生息環境の保全のために必要な措置を講ずることを求めたものです。

なお、エゾアカガエルについては、準備書に対する一般市民からの意見でも影響評価が必要との声が寄せられておりました。

次に、記書きの4です。

これは、水生昆虫に関するものです。

事業予定地に隣接する山本川には、土砂の流入に弱い水生昆虫類が生息している可能性もあることから、工事中の建設機械の稼働等による影響について再予測及び再評価を行い、その結果に応じて、土砂の流出防止のための必要な環境保全措置を講ずることを求めたものです。

以上が自然系に関する事項でございます。

次に、記書きの5から7です。

これは、騒音、振動に関する意見です。

記書きの5は、事業予定地の南側に隣接する家屋に対する建設機械による騒音防止対策に関するものであります。

最寄り住宅の南側に連なる住宅のうち、最も南寄りの住宅位置では、既存の仮囲いの効果がほとんど期待できないことから、当該住宅への騒音伝搬予測を実施し、その結果に応じて遮音壁の延長等の環境保全措置を講ずることを求めたものです。

記書きの6についてですが、準備書においては、自動車の走行に係る騒音について整合を図るべき保全目標値を自動車騒音に係る要請限度としていますが、環境基準を用いて評価を行うよう求めるとともに、準備書に記載されていない予測結果と現況騒音レベルとの対比を行うよう求めたものです。

最後に、記書きの7ですが、記書きの6と同様、自動車の走行に係る振動の評価においても、準備書において記載されていない予測結果と現況振動レベルとの対比を行うよう求めたものです。

報告書に記載した事項についての説明は以上ですけれども、部会では、報告書に記載した事項以外のことについても審議を行っております。その中から二つ説明をさせていただきます。

1点目は、エゾシカへの対応についてです。

赤松委員から、近年のエゾシカの個体数や生息地域の拡大を考えると、この公園がエゾシカの隠れ場所にならないような樹種の選定をしたり、エゾシカがやって来るルートとなっている河川や生息地とつなげないよう、ギャップをつくったり、柵などの物理的な遮蔽物をつくる必要があるのではないかと意見が部会へ寄せられました。

これに関する部会でのやりとりは、資料1-2の2ページ目の動物（哺乳類）のところに記載されております。これを要約しますと、エゾシカに対する懸念はもっともであり、考慮しておく必要はあるけれども、他の動物との関係や、この事業だけでエゾシカが来ないようにするのは難しいので、もう少し大きな場で考えた方がいいのではないかという意見、あるいは、インパクトアセスメントとしては、事業の実施によって今までの生態系や人の生活などに悪影響が及ぶのではないかと懸念されることがあって初めて部会としての意見になると考えるとといった意見などがありまして、結論としては、報告書には記載しないことといたしました。

2点目は、第1回の全体会で東條委員から質問のありました湧出ガスへの対応について

です。

事業予定地は、廃棄物の埋立処分場跡地ということで、長期にわたってガスが発生いたします。他の都市の例ではありますけれども、過去には爆発事故も起きているということで、ガスについては、環境影響評価の項目ではないけれども、当審議会として、工事の実施に当たっては十分に注意するよう附帯意見をつけるべきかどうかということについて検討いたしました。

これについては、事業者から、工事中とそれ以後の維持管理において重要なポイントだと認識しており、たとえ審議会からの意見があっても、なかったとしても、やっていかなければならないと認識しているとの回答がありましたので、附帯意見はつけないこととしたものです。また、東條委員からも、審議の内容について議事録として残すということで、湧出ガスの対応については了解をいただいております。

以上が部会で取りまとめました審議結果についての報告でございます。

○山舗会長 どうもありがとうございました。

大変多岐にわたる内容をまとめいただき、大変お疲れさまでございました。

ただいまの佐藤副会長からの報告につきまして、何かご質問やご意見がありましたらお願いしたいと思います。

竹中委員、どうぞ。

○竹中委員 前回の部会のときに思いつかなかったのですが、今、やっと後出しのような感じで言うのですが、この事業予定地というのは、ごみの埋立処分場であって、そこに公園をつくっていくことになりますね。私が知っている限りでは、公園になる予定地の一部はアスベストも入れているはずなのです。それは、清掃担当部署からみどりの推進部の方に管理が移ったときに、何がどこに埋まっているという情報が切れてしまうと、ちょっと怖いという印象を持っています。

ですから、公園をつくって盛り土をして、言ってみれば、ふたをしてしまえば、ガスは出ることはあるでしょうけれども、土中に埋めてしまったほかのものは、恐らく、そんなに影響はないでしょうけれども、例えば、公園のリフレッシュとか、市民の方からここに池をつくった方がいいからもっと掘り下げてくださいというようなことが出たときに、正確に何がどこに埋まっているのかを把握しておかないと、後々、禍根を残すことになると思うのです。

現在は、一部埋め立てをしていて、ほとんど埋め立てはされていませんけれども、特に、アスベストや、かつて、PCBがまだたくさん入っていた電気製品をそのまま入れていた場所もあるはずなので、そういったものがどこにあるのかということは、ずっと申し送りで、後に伝えていきながら、公園の管理をしていっていただきたいと思っています。

○山舗会長 ありがとうございます。

今の点について、事務局から何かございますか。

○事務局(大江環境共生推進担当課長) 今の意見については、どういう状況であるのか、

今すぐに事務局の方で正確なものは持ち合わせておりませんが、事業をこれから行うに当たって、その点はきちんと注意をするといいますか、管理が始まって以降も含めて十分に配慮をしてほしいという意見があったということで、議事録には当然残りますけれども、事業者の方にお伝えしておくという対応でよろしいのでしょうか。

○竹中委員 清掃担当の方とみどりの推進部の方で何がどこにあるかという連絡をきちんとつけておいていただいとということです。

何で知っているかということ、私は今、厚別山本の現在の埋立処分場でカラスの調査をやっているのです。毎週1回行っているので、石綿と書かれた看板がどの辺にあるなどというのは見ております。そこが、まさに公園になる予定の場所なので、ちょっと心配になってきています。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） わかりました。

もともとは清掃部局の方で管理をしているものをみどりの推進部の方でこれから利用するというので、その辺の引き継ぎについては、市内部のことでもありますし、それなりにきちんとやられているとは思いますが、改めて、その辺はしっかりとやるように事業者の方に伝えておきたいと思えます。

○山舗会長 そうしますと、今の件の取り扱いは、確認と、議事録にとどめておいてということよろしいのでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 委員の皆さんのご同意が得られれば、そのような対応といたします。

○山舗会長 竹中委員、よろしいでしょうか。

○竹中委員 ちゃんと申し送りされて、今後何十年もの間、場所をきちんと特定して、そこをいじるときはきちんと避けながらということが可能であればいいと思えます。

○山舗会長 ちゃんと引き継ぎがされればという、その点ですね。

この件について、何かありますか。

○遠井委員 恐らく、ご指摘になりたいのは、情報管理のあり方というご提言だと思いますので、気をつけましょうということではなく、例えば、危険なものであっても、あるいは、こういった生態調査の結果であっても、こういうものが一度限りの評価で、それ以降はどこに行ったかわからないという状態になってしまうのが問題であるということですね。

ですから、負の情報に関しても、インパクトに関する情報に関しても、恐らく環境影響評価の過程でいろいろ出て来た情報、あるいはそれに関連する情報を何らかの形で一元的に管理をするシステムがあれば、今後、新たな造成や新たな計画のときにも役に立つのではないかということだと思います。それを行政内部の申し送りという形でするのがいいのか、それとも、もう少しオープンな形で情報管理をしていくのがいいのかというのは、今後の検討課題かと思えます。

○竹中委員 そうですね。実は、アスベストが埋まっているということ自体、このアセスメントとは直接結びつかないのです。ですから、この扱いをどういうふうにするのか、私

もよくわからないところがあるのです。きちんと申し送りをして伝えていくということが可能であれば、議事録にとどめ、申し送りをしていく、データとして残していくということでもいいかと思うのですが、一番懸念されるのは、どこかで風化してしまわないかということです。役所の書類は、大体5年くらいたつと廃棄されてしまうということがありますからね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 廃棄物処分場としての管理ですね。今後、長く管理していくことになると思いますし、実際に公園としてその上に造成するわけですから、当然、今ご指摘があったとおり、情報の管理を含めてしっかりやっていかなければならないと思うのです。清掃部局からみどりの推進部へのこの辺の引き継ぎとか、実際には法的な縛りなどもかなりあると思います。今、その辺の正確な情報を事務局として持っていないので、後日になりますが、どういう事実関係なのかを確認させていただいて、その結果をメール等で委員の皆さんに、どういう状況で管理されていくのかということをお知らせするということがいかがでしょうか。

○山舗会長 今、提案がございましたが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山舗会長 それでは、そうさせていただきます。

ほかにございませんでしょうか。

宮木委員、どうぞ。

○宮木委員 議論に参加していて今述べるのは非常に心苦しいのですが、委員の方のご意見をお伺いしたいのです。

基本的にはこれでいいと思うのですが、準備書の5行目で、「事業予定地に生息する草原性の生物群集に注目し、将来ともその保全を行うことが重要である。」としているのです。「将来とも」と言ってしまうと、ちょっと無理があるのではないかと思うのです。ここにある外来植物が主体の2次草原というのは、非常に攪乱の激しい裸地のようなところで生息する群落で、長くて数十年ぐらいで在来性の群落に置きかわってくるはずなのです。草原の群落でも在来性になるだろうし、樹木もふえてくるかもしれません。自然に、放っておけばということです。それを、将来とも今の草原性の生物群集を守ることにしてしまうと、定期的に裸地にしてやるとか、非常に手を加えなければいけないのです。ですから、同じ草原性の群落を守るのだと言い切ってしまうとちょっと無理があるのです。

やはり、ここで大事なことは、地域の特徴のある自然をどう保全していくかということですから、今の草原性の生物群集に注目しながら、同時に、自然の遷移を尊重して保全を進めるという言い方にした方が無理がないのではないかと考えています。その辺のご意見をいただきたいのです。

○山舗会長 今、宮木委員から、皆様のご意見をということですが、いかがでしょうか。

竹中委員、どうぞ。

○竹中委員 2年前くらいに、一番最初にこの公園になるよと言われてたときに見せていただいた青写真では、野幌森林公園に近いような林にするというたたき台的なアイデアがあったかと思うのですが、そういうことではなく、あの辺の原野っぽい原風景を残すということであると、もちろん、草本の群落でも在来種の比率が高い方が望ましいのですが、在来種の比率が高い草原にせよ、2次草原の外来種の比率が非常に高いところにせよ、何らかの管理は絶対に必要なわけです。ですから、森林的な管理、森林を維持するような管理をするのではなく、発想をちょっと転換して、草原を草原として、群落の種類、性質はとりあえず横に置いておいて、草原を維持していくという視点がこの公園では非常に画期的だと思っています。草原の内容はともかくとして、とにかく草原、または湿地っぽい場所という言い方でもいいかもしれないですね。外来植物群落を残せということを行っているのではなくて、遷移が進んで森林化してしまうよりは、5年か6年に1回刈ってしまうとか、掘り起こして新しい草原をもう一回スタートさせるなり、やり方はいっぱいあると思いますが、森林の枝打ちなどの管理をするかわりに、草原を維持するための管理をするというような発想でいいのではないかと思います。

○山舗会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、私なりの考えを述べさせていただきますと、造成地を公園化するということはこれからもずっとあると思うのですが、その中でも、山本のところは、草原が多いといえますか、草原というところに特徴があって、そのことに特に注目するというニュアンスかなと思っています。その中に自然公園ができて、当然、変わる部分もあるのですが、この事業に対しては、環境影響評価審議会としては、草原性ということに着目して保全を行うという表現として、余りきっちりとしたものではなく、象徴的に表現しているようにも思うのです。

そうしますと、今、宮木委員がおっしゃったようなことに対して一つ一つ具体的に表現するのはなかなか難しいというか、イメージ的なことなので、きっちりしたものに置きかえなくても許容できる範囲ではないかと個人的に思うのですけれども、いかがでしょうか。

○遠井委員 確認をさせていただきたいのですが、宮木委員のおっしゃったことは、こういう書き方をすると、事後の管理のあり方にまで一定の指示をしてしまうことになるのではないかというご指摘だったかと思うのですが、まず、そういうふうに読めるのかどうかということです。

それから、保全、コンサベーションという言葉を使う場合に、これは保護とは違うので、そのままの形を維持するとは限らないのではないかと思います。そうすると、宮木委員のおっしゃったような変遷を含んだ生態系の保全という意味合いをこれで読み込むことは可能であるように思うのですが、この辺は生態学のご専門の委員にお教えいただければと思います。

○山舗会長 宮木委員、いかがですか。

○宮木委員 議論の中では、やはり、その地域は非常に特徴があるということで、草原を守っていきましようということになって、それは基本的に皆さんで確認されたことだと思います。ただ、それをその後の計画でどこまで具体化するか、なかなか難しいところがあると思うのです。多分、今の計画案では、木をたくさん植えて森をつくるというのが主体の計画案ですから、この方針でいけば、変更せざるを得ないと思います。その辺をどう考えればいいのか、私にはちょっとわからないです。

○竹中委員 最初の青写真では、木を植えて巨大な森林をつくろうということだったと思うのですが、多分、現在は、特に調整池からの続きの部分ですね。あそこはどちらかという草原っぽい管理、湿った場所としての管理というふうに認識がシフトしてきていると思っています。もちろん、植樹をして森に育てる場所もありますが、そこは場所がちょっと離れているはずです。

このアセスの段階で管理のあり方まで示唆されそうだなと皆さんも思っていると思うのですが、多分、森林をつくっても管理はあると思うのです。森林をつくるよといったら、森林をつくるなりの管理というのは当然くっついてきます。しかし、草原をつくっていこう、あるいは草原として維持していこうとなると、また違う方法で管理をしていくという手法の違いだけであって、それを維持することできゅうきゅうとするというふうにはならないと思うのです。

ですから、それなりの管理の仕方を模索しながらやっていくということにならざるを得ないと思いますし、実は、森林管理自体はいろいろな公園で既にやっていて実績があると思います。豊平川の下流にもそういう環境がありますが、内陸では、ここが初めての場所ですから、今後いろいろな試行錯誤があると思うのですが、それは今後の問題として、森林管理ではなくて、草原管理ということを頭に置きながらということぼんやり頭に持っていただけというかなと思っています。

○山舗会長 ありがとうございます。

部会の会議をされていて、佐藤副会長、何かありませんか。

○佐藤副会長 専門的なことはちょっとわからないのですが、今のお話を伺っていると、この表現で問題ないのではないかと感じましたけれども、いかがでしょうか。

○事務局（湯浅環境管理担当部長） 事務局からですけれども、宮木委員は、今ある草原を今後公園化していくときに、自然に淘汰していくというか、変わっていくというようなこともおっしゃっていましたが、そうならないように保全を行うことが重要であるという意味でここに記載したものではないと、部会に参加した事務局としては考えております。あくまでも鳥類群集の貴重な生息地になっている、そうすると、もう一つの別のところがあるけれども、そこが将来的に保障されていないから、50ヘクタールの中にある草原環境を現状のまま少し残すことによって鳥類の生息場所になるのではないかと。ですから、それが何年か後に変わったとしても、それはやむを得ない、そのような感じではなかったか

など理解しております。記書きの2に書いてありますけれども、関連地域があるから影響が軽微だ、この事業地の中でそういったものを残さなくても大丈夫だと。しかし、それは将来的に保障がされていないということなので、この事業地の中で草原環境については維持するというか、そのままの状態で何か残すような措置も一つの方法として考えていったらよろしいのではないかと、そういう議論ではなかったかと思えます。きょうご欠席の西川委員のご意見はそのような意見だったというふうに承知しているのですが、いかがでしょうか。

○山舗会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○山舗会長 そうしましたら、「将来ともその保全を」というくだりのご指摘がありましたけれども、「しかしながら、」というこの流れを見ていくと、そんなにきゅうきゅうとしなくてもよろしいのではないかと、この表現で行かせていただければと思います。

○宮木委員 広い意味で草原を大事にするというか、その草原植生にこれからも留意してこうということによっていただければいいのかなと思います。

○山舗会長 では、この点については一区切りしたいと思えます。

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山舗会長 そうしましたら、この部会の審議結果報告についてはご了解いただいたと判断いたします。

部会委員の方々、3回にわたって内容の濃い難しい部分についてご協議いただき、おまとめいただき、ありがとうございます。重ねてお礼を申し上げます。

次に、この部会の審議結果をもとに、札幌市長への答申の案について審議いたします。

では、私から答申案の説明をさせていただきます。

資料の1-3をごらんください。

ホチキスどめしてあるもですが、この構成は、審議会会長から札幌市長あての答申書本文と附属資料から成っております。答申書本文の文面につきましては、部会からの結果報告を尊重しまして、資料1-1の部会報告の記書き以下の文面どおりといたしています。2枚目の表裏になります。

附属資料の内容としましては、その裏の目次にありますとおり、諮問書、審議経過、審議会委員名簿、部会委員名簿、部会審議結果報告、部会審議の概要となっております。

なお、資料5の部会審議結果報告と資料6の部会審議の概要の2点は、本日の資料1-1と1-2と同じものですので、それが加わるということをご了解いただくということで、添付は省略をさせていただいております。

以上、答申書の案について簡単に説明させていただきましたが、委員の皆様から何かご質問やご意見等はございませんでしょうか。

済みません。2枚目のタイトルですけれども、厚別山本公園造成事業で、「環」が抜けておりました。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 大変失礼いたしました。

修正させていただきます。

○山舗会長 このページについては先ほどご議論をいただいて、内容をご理解いただき、表現もご理解いただいたところかと思えます。そして、附属資料については、諮問の写しがありまして、審議経過を思い起こせばということで、昨年11月10日に本会議、部会を3回していただいて、きょうの本会議となっております。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 1カ所だけ、目次の1の諮問書とありますけれども、（写し）を追加させていただき、諮問書（写し）を正式な表現にしたいと思います。

○山舗会長 札幌市長への答申ということで、時間をかけて見ていただいておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山舗会長 そうしましたら、案どおりの答申とすることといたします。

それでは、厚別山本公園造成事業準備書に関する審議を終わりたいと思います。

答申の作成にかかわった委員の方には、お忙しい中、ご協力いただき、ありがとうございます。

市長への答申書の提出についてということになりますけれども、この案を担当部長にお渡しするという運びになりますか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 修正がないということですので、この内容で確定いたします。この後、引き続き、答申書を市長あてと言いましても部長あてになりますが、この答申書を手渡ししていただくことをさせていただきたいと思えます。

ついては、案をとって、会長印などを押して、正式な書類の作成をさせていただきたいと思えますので、10分ほど作業の時間をとらせていただきたいと思います。

ですから、10分ほど会議を休憩し、再開は3時半からでお願いいたします。

[休 憩]

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 時間が参りましたので、再開させていただきたいと思えます。

それでは、山舗会長から、環境管理担当部長の湯浅に答申書の手渡しをしていただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

○山舗会長 「札幌市長 上田文雄様。

厚別山本公園造成事業環境影響評価準備書について（答申）。

平成23年11月10日付け札環対第51002号にて当審議会諮問のあった標記の件について、鋭意審議を重ねてきたところであるが、この度、別紙のとおり結論を得たので答申する。

平成24年2月28日。

札幌市環境影響評価審議会 山舗直子」。

〔答申書の手交〕

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 山舗会長、どうもありがとうございました。

この後の手続について、若干ご説明させていただきます。

今いただいた答申書の内容を十分に尊重した形で市長意見書を作成しまして、事業者には提出期限が3月30日までとなっておりますけれども、それまでに市長意見書を提出することになります。市長意見書については、ホームページ上などでも一般に公表されることになっております。また、委員の皆様にも、市長意見書を提出した際には、メール等でご連絡をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、これで山本公園造成事業の準備書についての審議は終了といたしたいと思えます。

どうもありがとうございました。

ここで、島田委員、竹中委員の両委員につきましては、退席となります。

長い間、本当にありがとうございました。

〔島田委員、竹中委員は退席〕

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、後半の審議に入りたいと思います。

山舗会長、進行をよろしく願いいたします。

○山舗会長 それでは、後半の審議に入りたいと思います。

後半は、先ほどの準備書と同じく、昨年11月に諮問を受けました札幌市環境影響評価条例の改正にかかわるものです。

本日は、実質上、1回目の審議ということで、幾つか内容がございしますが、時間の関係で、本日のすべての事項を議論し、意見を集約できるかどうかわかりませんので、可能なところまでとしたいと思えます。

まずは、今後の審議スケジュールです。

資料2-1をごらんください。

事務局から説明をいただきたいと思えます。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、資料2-1をごらんください。

今後の審議スケジュールとなっております。

今回は、第2回目ということで、太線で囲んだところの審議になりますけれども、昨年の11月に諮問をしたときにも審議スケジュールをご説明させていただいておりますが、

今回は若干変更したところがありますので、そこをご説明したいと思います。

大きな部分で言いますと、当初、最終答申を24年12月としていましたけれども、道条例の改正の審議スケジュールや審議の途中で市がパブリックコメントを行うということがありますけれども、その取りまとめ、あるいは条例案の議会への提出時期です。これは当初の予定どおり、来年の5月に予定されている第2回定例会ですけれども、そのスケジュールの兼ね合いなども考慮しまして、最終は平成25年3月と変更させていただいております。

なお、来年度につきましては、この条例改正以外にも複数の案件の審査が予定されております。ここには記載しておりませんが、それらの提出時期がまだ未定ですので、はっきりと最終スケジュールを組むことはできないのですけれども、それらとの兼ね合いなども考慮しながら、条例改正の審議スケジュールについても、適宜、調整していきたいと思っております。

いずれにしても、できるだけ効率的な審議会運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今回については、第2回目の項目についてのご審議をいただきたいということでございます。

○山舗会長 ありがとうございます。

この条例改正については、当初出てきたときから、これだけの審議内容があるということで、皆さんも大変だという部分があったのではないかと思います。だんだん具体的に変わってきて、案件審議の関係もあるけれども、このような目安で審議を進めていただくということです。

皆さん、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山舗会長 ありがとうございます。

それでは、このようなスケジュールで審議を継続していただきたいと思っております。

事務局もよろしくお願いいたします。

次に、方法書段階での住民説明会についてです。

資料の順を追って進めていきます。

2ページ目を事務局からご説明ください。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、資料2-2をごらんください。

方法書段階における住民説明会という項目です。

一連のアセスの手続の中では、方法書に関する手続が最初となっておりますけれども、その中で現行の市の条例の規定についてはどうなっているかというと、方法書においては住民に対する説明会は義務づけられてございません。法では、新たに方法書段階における住民説明会が義務づけられまして、行うのは事業者です。事業者が一定の縦覧期間内に関係地域内で行うとなっております。法の施行は今年4月1日からでありまして、この

日以降に公告縦覧を行う方法書について適用となることになっております。

法改正の背景としましては、方法書の分量が多くなり、内容も専門的になっていることや、方法書に対するこれまでの住民意見では、方法書の趣旨や内容の周知を求める意見が見られるということなどが挙げられておりまして、方法書の目的についての理解を深めるとともに、方法書段階でのコミュニケーションを充実する必要があるということで追加されたものです。

他都市の導入意向ですが、見ておわかりのとおり、ほとんどの都市で導入済み、あるいは導入の方向で検討中であるということでございます。

本市の条例制定当時は、準備書に比べると内容が簡易で、分量も多くないだろうということ、方法書段階では事業の環境影響評価も明らかになっていないという考え方から方法書の説明会の義務づけは行っていないという経緯でございます。しかしながら、事務局としましては、法改正の背景も踏まえまして、一層のコミュニケーションの充実を図るためには有効だろうと考えておりますので、導入の方向で考えたいと思っております。

説明は、以上でございます。

市条例への導入についてご審議をいただきたいと思っております。

○山舗会長 ありがとうございます。

今の内容に関してご質問、ご意見はありませんでしょうか。

法改正に基づくのが第一であるけれども、これを条例に取り入れることによって、よりスムーズにコミュニケーションが図れるのではないかという趣旨であったかと思っております。

○吉田委員 方法書に住民説明会と書いておりますけれども、住民説明会だけなのですか。この言葉の意味というか、この事業の中身をわかりやすく皆さんに周知するということで、今はもっといろいろな方法がありますね。これは住民説明会で、そのイメージとして決まっているものがあるのでしょうか。

○事務局(大江環境共生推進担当課長) 準備書の段階でも同様に住民説明会があります。具体的なイメージというか、今までの例で言いますと、区民センターなどの会場の会議室で事業者が準備書の内容について一般にいつやりますということを公表、周知した上で、集まってこられた方に対して準備書の内容を説明するというものですので、それが方法書に置きかわるというイメージを持っていただければよろしいかと思っております。

○吉田委員 札幌市では新しい事業をするときに、さまざまなメディアを通して、いつでも、どこでも見られる。場所とか時間を限らないで見せるような広報をやっていますね。ですから、幅広く住民の方が一つの案件についてアクセスできるということももう一つとしてあるのではないかと思ったのです。ですから、住民説明会というのは、僕のイメージからすると、時間を限って、あるときに来た人たちに対して、例えばお昼のこの時間に来た人に対して意見を何かの形で述べてもらうというかた苦しい感じがするのです。時代がどんどん変わってきているので、この言葉の定義を引いておかないと、型どおりになってしまうのではないかと思ったのです。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） おっしゃることは十分理解をいたします。

実は、きょうの資料の中で、5番目のところにアセス当初のインターネット公表が後ほど出てきます。これは、すなわち、方法書だけではなく、準備書等も含めてインターネットを使って自由に、インターネットですから、24時間いつでも好きなときに閲覧できるというもので、法についてはそのように行うという改正になっております。施行はことしの4月1日からとなりますけれども、そういった方法での事業内容というか、アセスとしての内容ですが、その充実を図ろうという手だても改正になって、条例としてもそれをどうするかということの後ほど検討していただこうと思っております。

○遠井委員 恐らく、図書を掲載するだけではなくて、こういう住民説明会や公聴会は、法の趣旨としては対面的なコミュニケーションで、相互に口頭でやりとりをすることを非常に重視しているという趣旨だと思うので、わかりやすい広報とは別に必要だということだと思います。

そこで、二つ質問です。

ここで住民と書かれているのは、札幌市の条例では札幌市に居住している住民だけに限られるのか。それとも住所の限定はなく、だれでも意見を出せるとされているのかです。

それから、法律の方は24年4月1日からの施行ですが、札幌市の条例はいつ以降の方法書に適用する予定であるか。

この2点についてお願いします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） まず、住民の対象はだれになっているかということですが。

これは、方法書なり、準備書に対して意見をもらうという制度がありますけれども、これは札幌市民に限っておりません。言ってみれば、日本じゅう、世界じゅうからだれでも意見を述べることができます。当然、説明会の対象についても、それはこれから決められていくことですが、同様に札幌市民に限るということにあえてする必要はないのかと考えております。

ただ、場所については、関係地域内ということになっています。ここで言う関係地域内というのは、その事業によって影響を受ける地域です。その場所が市域の境界に近いところであれば、隣の市町村にも影響が及ぶことが考えられますから、そういった場合、そういう地域も含めまして、その関係地域内のどこかでやりなさいというのが法の規定内容になっています。

それから、2点目の施行の時期です。

この一連の検討事項についての条例改正に反映するのは、来年5月にあるであろう第2回定例市議会で提出して、議決をもらって、正式に条例改正をするということです。ですから、適用については、その条例が改正されまして、ほぼ同時ぐらいに施行と考えていますけれども、それ以降の対して適用にするということです。

○遠井委員 1点目については、法律と同様に、方法書段階から住民説明会を入れること

については賛成ですが、住民が市民に限られないということであれば、周知の方法を、市の広報誌ではなく、ホームページやその他の方々が知り得る状況で通知するというのもぜひご検討いただければと思います。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） わかりました。

既存のものについてはホームページなども活用しておりますので、引き続きそういった方法でやっていきたいと思えます。

○山舗会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、これを導入する、導入しないということの結論をこの場に出したいと思えます。先ほど賛成いただきましたけれども、導入するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山舗会長 ありがとうございます。

それでは、5番目は関連がありましたけれども、順番にさせていただきます。

次は、ページをめくっていただいて、方法書段階における審議会関与についてでございます。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 資料2-3をごらんください。

方法書段階における審議会関与ということですが。

現行の市の条例における規定では、準備書に関しては、市長意見を形成する際には審議会の議を経ると規定されておりますけれども、方法書については、審議会の議を経るということは特段規定されていない状況です。

準備書については、方法書で定められた方法に従って調査、予測、評価を行った結果が記載されていることとなりますので、準備書の審議段階において評価項目の選定や調査方法等に疑義が生じることがありますと、手戻りで検討しなければなりませんので、その対応に非常に苦慮するという問題が生じるわけです。そこで、現状の市の運用としましては、方法書については、条例の中に環境影響評価に関する重要事項ということが諮問できるという条項があります。これを使いまして、準備書と同様に審議をいただいている状況です。その辺の過去の経過については、資料3の過去の経緯というところにこれまでの案件についての経過が書いてございます。

他の自治体の状況を4番に書いてありますけれども、条例に方法書段階での審議会関与を規定していないのは、都道府県では、北海道と福岡県のみで、政令指定都市では札幌市のみというような状況でございます。

事務局としましては、現状において、運用の中で方法書段階においても審議をいただいているという実態と、環境影響評価の方法を決める段階で専門的な見地から意見を述べる機会が確保されること、また、一連の調査、予測、評価の作業において手戻りを防ぐことができるというメリットがあることから、これについても導入の方向で考えたいと思っております。

説明は、以上でございます。

条例への導入についてご意見をいただきたいと思います。

○山舗会長 ありがとうございます。

今の内容に関してご質問、ご意見はありませんでしょうか。

○村尾委員 今ご説明があったことは、部会でも少し経験しております。常に環境アセスメントでは、方法書の段階では余り細かいことが決まっていなものですから、一般的な調査項目が挙がってしまって、準備書で出てきたら、そういうことであつたら調査時期はもうちょっとこの辺であつた方がいいという話が必ず出てきます。

今回の全体の改正の方向は、できるだけ前に重たくするものであるというふうに私は理解していて、方法書段階、各項目について、きょう述べられたような環境保全目標を改めて設定しておく。それは事業と場所によって、例えば今回も草原という話がありましたけれども、あらゆる項目について保全すべき対象は一体何なのかを方法書の段階で皆さんが共有しておく。そして、準備書は、それに従ってやっているのですから、できれば淡々とやって、方法書を重くして、準備書の審議は軽くはならないものかというのが理想の姿です。

これは、実際にやろうとすると、細かいことが決まっていなくて、うまくいくかどうかはわかりませんが、方法段階で私たちがきちっとした会議を開いて、内容について検討し、住民に対してどういうことを示すのだ、こういうことを環境保全の目標として環境アセスメントをやっていききたいということをきちっと示すことが非常に大事だと思いますので、むしろ審議会は積極的に関与すべき場所だろうというふうに思っております。

○山舗会長 ありがとうございます。

この札幌市環境影響評価でも過去の経緯に書いてありますが、委員から強い意見が出まして、方法書段階から審議会委員の意見を反映できるようにすることが必要という部分です。私は、初めての委員のときにこれがありまして、とても強く印象に残っております。

今の村尾委員の意見に対して何かありますか。

私は、まさにそのとおりだと個人的に思っておりますが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○遠井委員 こちらの過去の経緯で方法書段階から関与した場合とそうでない場合が挙がっていますね。私もまだ日が浅いので、具体的にどういう違いが出たのか、もしご経験になつていらっしゃる委員の方がいらっしゃれば、一言ご説明いただければと思います。

今おっしゃった趣旨には非常に賛同するのですが、補足していただければより具体的に理解ができますので、もしよろしかったらお願いいたします。

どのぐらいの情報が出てきてというのは……。

○村尾委員 極めて少ないです。

○遠井委員 あるいは、今日のようなご議論が成立するようなものなのでしょうか。

○村尾委員 なかなか難しいですね。

極端に言うと、場所しか決まっていない場合さえあります。ただし、場所と事業がある程度わかれば、例えばその辺のことはご専門の各先生が、自然環境であればああいう場所だということがわかります。それから、私の専門の大气であれば、全体的にどういう場所であるかは想像がつきます。保全目標をつくる、こういうことを保全しなければいけない、例えば大気だと環境基準がもちろんありますけれども、それに非常に近いところであれば、大気環境基準を守れる程度の影響でなければいけないという話になります。それから、大気環境基準よりかなり低い場所、相当きれいな場所であれば、現状は余りふやさない、正常な環境を保てるといった環境目標を設定できるかと思うのです。

ですから、非常に細かいことで、例えばルートの中に貴重な植物にぶつかってしまうところまではどうしても方法書段階では難しいかと思いますが、全体的な保全目標は設定できるのではないかと思っております。

○山舗会長 ありがとうございます。

今、村尾委員が発言していただいている間に一生懸命思い出そうとしていました。屯田茨戸通であったということですが、自然系の保全の問題でした。その自然系のものに対して準備書から評価アセスメントが入りますと、その評価をする方法についても既に遅いということがあったのです。事業計画をする上でどういう評価方法がいいかということまで方法書の段階でアセスが入ると進言することができるということがあったのです。

それで、今回、山本公園の場合も、方法書段階から、何について調査をするのか、どこを調査地とするかという意見がかなりありまして、それは準備書に活かされているのではないかと思います。

湯浅部長から何かありますか。

○事務局（湯浅環境管理担当部長） 私も21年からのので、このことはわかりませんが、今回の山本公園についても、この場において方法書でご審議をしていただいたにもかかわらずと言ったら言い過ぎでしょうが、準備書の中でもうちょっと調査方法等を熟慮していただきたい項目がありましたということでございます。ですから、先ほど村尾委員が言われたように、方法書の段階で積極的に介入をして、環境保全を図るような調査方法、そして、それをもとにどうやって評価していくかを委員の方にご議論いただいて、事業者意見として示しておくことが非常に重要ではないかと事務局としては考えてございます。

○半澤委員 村尾委員のご指摘はそのとおりだと思いますが、この場で事業者が考えている評価項目以外に我々からこういう項目も必要だ、その目的でやるのだったら、ここまでやらなければいけないという権限はここに与えられているのですか。それとも、出てきたものについてだけ、やり方についてということなのでしょう。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 基本的に、準備書になった段階では、方法書でやり方が決められているという前提ですので、準備書の審議の中でやっぱりこの項目はやってくださいということ言うのはなかなか難しくなります。そうならないためにも、方

法書の段階で、こういう項目が必要ではないのか、このやり方ではなく、こういうやり方でやるべきできないのか、この選定項目は不足しているのではないかという意見をいただくということです。

実際の環境影響評価は、方法書の後に現場の調査をしたり予測評価をするということが核となりますので、その前提となる条件をなるべくきちんと具体的に指示をするといいますか、最終的には事業者が審議会の意見を聞いてどうするかを決めますけれども、そこで十分な意見を述べるということは非常に大事かと思います。

○半澤委員 現在は、方法書段階での審議はここでは行っていないので、それが必要だから盛り込むというご提案ですね。そうすると、今のような提言ができるということですね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） そうです。

○山舗会長 方法書段階において審議会の議を経るということが条例になかったので、それを盛り込むということですね。

ほかにございますか。

○遠井委員 環境保全の観点からは、やはり早い段階からいろいろな意見を出すことが必要だと思うのですが、あくまでも環境アセスは事業者が主体的にということですから、もちろん縛ることはできません。事実上はそれに従われるかもしれませんが、そういうことだと思うのです。ですから、事業者の側から見れば、コスト負担がふえるととることもあると思うのですが、このあたりはどうなのでしょう。何でも方法書からいろいろ厳しいことを言う可能性をふやしましたということで、事業者側から同意を得られるかと言うと失礼ですが、そういうことは今の世の中では当たり前だからと言える状況なのか、それを教えていただきたいと思います。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） ただ、実態としては、札幌市の条例対象のものであっても、方法書段階からいろいろと審議して、意見というか、注文を入れるようなことなのかもしれません。基本的には、それについては対応していただくということだと思います。また、他都市においても、この資料の中に書いてありますけれども、方法書の段階で義務づけがないというのはごく一部という状況であります。ですから、そう大きな負担にはならないと思います。逆に、準備書の段階で手戻りさせるようなことがあった方が事業者にとってはよほど大変なことになるのではないかと思います。

○吉田委員 条例で審議会の議を経る、結果を相手に伝えた後に、具体的にどういうぐあいに行政と事業者が話すかは、通常だったら指導などのいろいろな形で伝えて話し合うことになると思うのです。その辺は、現実的には想定して考えていらっしゃるのですか。

今回、景観の話を見せていただいたのですが、今どきこんな景観評価をやっているところはなくて、もともとの方法論自体がおかしいのです。評価基準がないのにやっているところがあるのです。そういう話になると、具体的にこうやればこういうものが出てくるので、それでどうだというふうに本当は言いたいわけです。例えば、条例でこういうものを定める、審議会の議を経るということが何らかの形で相手に伝わるのかどうか非常に大

事なのではないかと思えます。

議を経るといふか、議論するだけで終わってはい、余り意味がなく、相手の判断次第になると思うのです。その辺の運用の仕方ですね。それは、ほかの自治体でも、開発行為で緑の量をふやせと言ったら、実際に相手と行政が話して、指導してふやしていくというふうにして条例が運用されるので、その辺は札幌市としてはこういうものを入れたことによってどういう政令にするのか、ただ議を経たことを伝えるものなのか、その辺はどうなのでしょう。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 議を経ると規定していますが、最終的な結果がまさにきょういただいたような答申書になります。その答申書を市長からの意見書という形にして、事業者に市長意見ということで伝えます。そこに、いろいろやってほしいこと、足りないこと、こうすべきということを環境保全の見地から必要なことを盛り込んで、事業者に意見を言うということです。それに強制力があるのかということですが、ないと言わざるを得ません。アセスの制度は、最終的にどういう事業内容にするか、どういう保全措置をするかは事業者にゆだねられているので、そのところでは強制力があるものではないと思えます。

そのところは制度上の考え方で、その中では、今、吉田委員がおっしゃった市としての新しいシステムをこれからつくるかとなると、そこまでの考えはなかなか難しいのではないかと考えます。

○遠井委員 強制力はなくても、条例に議を経ると書く以上は、それに基づく答申があると。それについては、札幌市としても十分に重みを持って取り扱うということとどこで明記するなり名言していただければ、具体的にどのようにして相手を説得するかというところまでルール化できるものではないと思うのです。ただ、強制力はありませんと言ってしまうのと、ないけれども、十分に重みのあるものとして扱うということを明言するのでは大分違うと思えますので、その辺を明らかにしておいていただきたいということです。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） もちろん、そういう認識です。

ちょっと言葉が足りませんでした。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 皆さん、本日お持ちかどうかわかりませんが、山本公園の準備書の第6章ということで、札幌市長から意見書を出したのに対して事業者がどう考えるかという意見表明をさせている規定がございます。ですから、方法書の段階で言いつ放しで、事業者が聞いているのか、聞いていないのかわからないという状況ではございません。その見解が必ずしも適切であるか、市長なり審議会の方々の満足の行くものかどうかはまた別な話ですが、それに対する見解を必ず述べて、記載してくださいということです。同時に、方法書段階でも一般市民から広く意見を募りますので、それに対する事業者の考え方はどうなのかということがこの準備書には必ず載ってくるようになります。ですから、それも含めまして、審議の中で、こういう回答では環境保全は保てないのではないかと、一体何を考えているのか、具体的などころが見えませんかという話が準備

書の議論の中でできるのかと考えております。

ですから、必ず記載しなさいというふうに規則なり技術指針なりには、今は条例本体の話ですけれども、それに附属した私どもの手続の中の規定で必ず書きなさいというふうには担保しております。

○山舗会長 ありがとうございます。

この案件については、非常に内容のある意見をいただけたと思いますが、導入するか、しないかの結論を出したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山舗会長 それでは、導入するという結論にご賛同いただけますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山舗会長 ありがとうございます。

次に、資料2-4の政令市長から事業者への直接の意見提出に関してです。

事務局からご説明ください。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、資料2-4をごらんください。

こちらは、法対象の事業について、札幌市が意見を述べる場合の手続に関する事項となっております。

この件については、内容としては、単純に手続に関する事項でありまして、その法改正に伴いまして必ず対応しなければならない事項です。ですから、これについては、ここで審議をいただくということではなくて、事務局からこういったような対応をするというご説明としてお話を聞いていただきたいと思います。

現状の手続のフローは、資料の上のような図となっております。全体の手続については、もちろん法で定められているわけですけれども、この中で、事業者への意見は、この図で紫色の太い線がありますが、知事が関係市町村長の意見を集約した上で事業者に述べる仕組みになっています。この場合の札幌市長から知事への意見提出の手続の部分を市条例で定めております。知事から意見照会がありまして、それを受けてこの審議会で審議をする、あるいは公聴会を開催して、知事に意見を述べるという流れとなっております。

次に、法改正後の手続についてご説明いたします。

下のフロー図を見ていただきたいと思います。

今ご説明した手続については、その事業の環境影響が複数の市町村に及ぶものはもちろんですが、札幌市のみに影響がとどまるものでもひとしく適用される流れでございました。法改正後は、札幌市のみの影響にとどまるものについては、下のフロー図が適用になりまして、すなわち、北海道を経ることなく、札幌市から、直接、事業者に意見を述べるというふうにされました。これは、地方分権の進展や政令指定都市が地域の環境管理の観点から果たす役割が大きくなっているということ、それから、大半の政令指定都市で独自の環境影響評価条例を制定していることなどによるものでございます。

なお、この場合、知事は必ず意見を述べるということではなく、必要に応じて意見を述

べることができるというふうになっております。

そこで、後者の場合の札幌市としての手続ですが、現行では、条例に何ら規定はありません。ですから、新たにこの手続について条例上にきちんと規定する必要があります。この部分の法改正については、今年の4月1日から施行となりますので、早急に条例を改正しておく必要がございます。条例改正は、ご存じのとおり、議会の議決事項ですので、今のところは、今年の5月に開催されるであろう第2回定例市議会で条例改正案を提出したいと思っております。

今後のこの部分の条例改正の手続の進みぐあいについては、逐次、ご報告させていただきたいと思っております。

この件については、以上です。

○山舗会長 この件につきましては、審議会で何か判断するというよりは、手続上の話でありますから、市で条例改正の事務処理を進めていただいて、その結果を報告していただければよいと思いますが、いかがでしょうか。

何かご質問、ご意見はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○山舗会長 これは札幌市で手続をしていただければと思います。

時間も大分押してきましたが、最後までできるかと思っておりますので、資料2-5のアセス図書のインターネット公表、いわゆる電子縦覧についてに移りたいと思います。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、資料2-5をごらんください。

これは、先ほども少し触れましたけれども、アセス図書のインターネット公表ということで、現行の市条例の中では、インターネットによる公表が義務づけられておりません。法では、新たにインターネットによる公表が義務づけられまして、ことしの4月1日から縦覧を行う図書について適用になるということでございます。

資料の3番に、既にインターネットによる公表を行っている大阪府、川崎市、横浜市の事例を紹介しております。これについては、条例の中で規定しているということではなく、要綱等で公表のやり方について定めているものであります。この三つの自治体の共通点としては、まず、事業者のホームページではなく、自治体のホームページに掲載しているということです。それから、著作権に関する注意事項を掲載しております。それから、資料には記載していませんけれども、公開する図書については、加工のできないPDFファイルの形式で掲載していることなどが挙げられるかと思っております。

なお、資料に記載がありませんけれども、他の多くの政令指定都市でもインターネットによる公表については導入の方向で検討を行っている聞いております。

電子縦覧のメリットとしては、言うまでもなく、閲覧の容易さによってアセス手続におけるコミュニケーションの充実が図られるという効果が挙げられますが、幾つか新しい方法ですので検討が必要な事項がございます。それを資料の4番の(1)から(6)に記載

してございます。

事務局としましては、このように整理すべき事項はありますが、アセス手続におけるコミュニケーションの充実という意味では、非常に有効な方法と考えておりますので、これも導入の方向で考えたいと思っているところです。

説明は、以上でございます。

市条例への導入についてご審議をいただければと思います。

○山舗会長 ありがとうございます。

今の説明内容に関して、何かご質問、ご意見はありませんでしょうか。

○吉田委員 この内容ではないのですが、確認です。

審議会の審議内容は、これに付随して公表されるのですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 審議会での審議内容の公表は、特に条例の規定事項ではありませんが、今は、基本的に議事録、配付した資料等すべてをホームページ上で公表しております。

○山舗会長 ほかにございませんか。

○佐藤副会長 こういうものが載せられますと、見た人は何か意見を言いたくなりますね。これは、どういうことが前提になっているのでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） これは、インターネットを使わない紙での縦覧方法ですが、意見はどなたでも紙やファクス等で提出することができることとなります。恐らく、インターネット上でこれを見て、その場でインターネット上で意見を言うということが可能になるのかどうかということが焦点になるかと思います。それについては、他都市の例で言えば、簡単にだれでも意見を出そうというふうにして出せるのではなくて、あらかじめ登録をした人が、その人のパスワードなど、その人であるという確認がとれるような形でパソコン上から意見を述べるというシステムをとっているところもあると聞いております。

今の段階では、どのような取り扱いをすればいいのかということは、技術的なこともありますので、具体的には決めていませんが、今後、どういう意見の提出方法がいいのかということは検討する事項になるかと思っております。

○佐藤副会長 今後、こういう審議会の中でも、そういう細かなことを具体的に話す機会があるということですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 容量的にかなり大きくなるものですから、クリアするようなこともあります。設備など具体的、技術的なことについては市側で対応します。ただ、コミュニケーションの充実ということでは、検討事項としては重要なところではあるかと思っておりますので、今後、もう少し具体的にやり方を考えていく中で意見をいただければと思います。

○吉田委員 その辺がとても大事だと思うのです。

アセス図書をただ公表するだけでなく、ウェブ上でどういう形で市民が読めるよう

にするか。つまり、争点は審議会の中でもいろいろ出てくると思うのです。そういうものがわかりやすく、それとセットになるようにしてアセス図書が出てきて、それも市民がわかりやすい導入口が必要ですし、それについて意見を書き込むときに、またどこか特殊なところを探して、そこからアクセスするのではなく、割とセットになって出てくるようにすると、市民の方もわかりやすく自分の意見が言えて、最終的に落ちつくところに落ちつくのではないかと思います。

○村尾委員 私も同じ意見です。

佐藤副会長とは逆に、ただつくっただけでだれも見えてくれないのではないかという心配があるのです。私も大分ダウンロードをしますけれども、PDFを開いた途端、何百ページもあると、見る気もしないということも実際にございます。

今回の法改正の大きな柱の一つは、住民の人たちの意思を重視しようということだろうと思うのです。先ほどの方法書の説明会であれ、こういったインターネットでの公開もそうですが、今までの準備書、方法書の書き方は、私から見ても環境部門の方言が大分使われていると思いますので、できるだけわかりやすい形にして、形だけの公表にならないような工夫をみんなで考えていかなければならないと思います。

○山舗会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

そうしますと、この条例の改正についてはこういう表現にして、内容についてはまだまだこれからということになるのでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 多分、具体的な、詳細なものについては、条例があり、規則があり、さらに技術指針を出しておりますので、例えばインターネット公表についてどういう内容で、どういうやり方で公表するか、技術指針の中で少し具体的に決めていくという作業が今後想定されるかと思います。

○山舗会長 ほかにございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○山舗会長 なければ、導入する、しないの結論を得たいと思います。

導入するということにご賛同いただけますか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山舗会長 ありがとうございます。

以上で用意した議題のご審議をいただきまして、終了したいと思います。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 山舗会長、大変ありがとうございました。

委員の皆さんも、長時間ご審議いただきまして、まことにありがとうございます。

最後になりますけれども、山舗会長は、4期務めていただきまして、今限りで審議会を退任となります。そこで、最後に一言、ごあいさつをいただければと思います。よろしくお願いたします。

○山舗会長 こういう機会を与えていただき、ありがとうございます。

先ほど、過去の経緯が出てきましたので少しお話ししましたが、平成16年の3期目から4期続けて8年やってきました。ぜひお伝えしたいと思っておりますのは、札幌市の環境影響評価委員会が始まってから今年で12年目となりますので、12年の歴史があるということです。その中のほんの一つの役割をしたと言えるかどうか本当はわかりませんが、させていただいたということについては大変ありがたいと思っております。

先ほど、来年度の審議スケジュールを見ると、委員を務められる皆様のご苦勞が想像できるのですが、この環境影響評価に関しては、皆さん熱意を持たれて、私も頭が下がる思いでおります。今後とも、ぜひお願いしたいと思います。

去る者がこんなことを言うのも変ですが、環境影響評価はバランスをとらなければいけない問題ですので、今までも結構激しい意見交換があり、あるときは事務局と委員が対立するようなこともございました。そういうものを乗り越えて、世の中に環境保全ということが広がっていくのではないかと思います。環境の保全の専門の方がいらっしゃるので、そんなことを申し上げました。

最後に、図らずも会長という重責を負うことになったのですが、滞りなく終えることができそうなので、この件に関しては皆様に感謝を申し上げたいと思います。

最後はお礼を申し上げて、私のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 山舗会長、長い間、審議会委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございました。

今の山舗会長のお言葉を心にとめまして、これから審議会の運営に当たっていきたくと思っております。

4. 閉会あいさつ

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、閉会に当たり、事務局を代表しまして、環境管理担当部長の湯浅よりごあいさつを申し上げます。

○湯浅環境管理担当部長 閉会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、長時間にわたり熱心にご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

本日を持ちまして、今年度予定のすべての審議が無事に終了いたしました。今、山舗会長からごあいさつがございましたけれども、本当にお忙しい中、通算4期8年と長きにわたって本審議会の委員にご就任いただき、さらには会長の職をお引き受けいただきましたことに対しまして、心よりお礼を申し上げます。

ありがとうございました。

また、本日欠席されておられますけれども、高橋委員におかれまして、3期6年に渡り本審議会委員としてさまざまなご意見、ご提言をいただき、まことに感謝にたえません。

また、引き続き委員として就任いただきます方におかれましては、専門的見地からの貴重なご意見を多数ちょうだいしましたことに心よりお礼を申し上げます。

なお、新年度の4月からは、新しい委員も参加されまして、今度は第7次です。今度は13年目に入りますが、第7次の審議会がスタートいたします。今年度に引き続き、条例改正のあり方についての審議を初め、新しい重要案件も幾つか予定されているところでございます。

委員の皆様には、専門家としての忌憚のないご意見をいただければと存じます。

結びになりますけれども、委員の皆様の今後ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

5. 閉 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） これで、本日の環境影響評価審議会を終了させていただきます。

また、新年度もよろしく願いたします。

どうもありがとうございました。

以 上